

# 放課後児童クラブ利用児童募集のお知らせ

令和3年度放課後児童クラブの利用児童を下記のとおり募集します。

申請書は各放課後児童クラブ、役場子育て福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所地域住民課にありますので必要事項を記入のうえ提出してください。

《利用対象児童》 就労等により昼間に保護者が不在となる世帯で、日高町内の小学校に通っている児童

## 《実施施設・定員》

名称	開設場所	定員
とみかわ児童館児童クラブ	富川北2丁目8番1号 とみかわ児童館内	50人
もんべつ児童館児童クラブ	緑町11番地の6 もんべつ児童館内	40人
厚賀すずらん保育所児童クラブ	厚賀町214番地の1 厚賀すずらん保育所内	20人
日高児童仲良しクラブ	松風町2丁目254番地の1 日高小学校内	20人

《開設日・開設時間》 ①月曜日から金曜日 下校時から午後5時45分まで  
②土曜日・休校日・春夏冬休み期間中 午前8時から午後5時45分まで  
※1 厚賀すずらん保育所児童クラブは、土曜日は午後から利用できません。  
※2 日高児童仲良しクラブは、土曜日は利用できません。  
※3 学校が学級閉鎖、学年閉鎖の時は利用できません。  
※4 災害等による臨時休校日は利用できません。  
※5 降所時は保護者の方の迎えが必要です。

《休 止 日》 日曜日、祝日及び年末年始等開設場所の施設が閉館している日

《利 用 料》 利用料は無料ですが、日高児童仲良しクラブはおやつ代として月額2,000円(予定)が必要となります。  
なお、工作等に要する材料費等について、利用者の負担となる場合があります。

《募 集 期 間》 令和3年1月7日(木)～令和3年2月8日(月)  
※クラブの運営上、緊急的な場合を除き、募集期間を過ぎてからのお申し込みは原則お受けできませんのでご注意ください。

《提 出 先》 各放課後児童クラブ、役場子育て福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所地域住民課

《利用可否の決定》 令和3年3月中旬、個別に通知書を送付します。

《そ の 他》 ①現在利用している場合であっても、年度ごとの申請のため新年度の利用には再度申請が必要となります。  
②利用申し込みが各施設の定員を超えた場合、安全上の理由等により利用調整をする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

## 【お問い合わせ先】

日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ  
日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ

電話 01456-2-6183  
電話 01457-6-3173

# 高齢者の所得税、地方税上の障害者控除について

身体・知的・精神等、障害者手帳をお持ちでない65歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けている方について、介護保険の要介護認定の資料をもとに町の認定基準により障害者に準ずるとして認められる場合には、認定書を交付します。

認定を受けた場合は、所得税及び町・道民税の障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

認定を受けるための手続きは次のとおりです。

## 1 認定手続き

- (1) 認定申請書を提出していただきます。(申請書は日高町役場子育て福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所及び日高総合支所地域住民課にあります。)
- (2) 認定申請書の提出があった場合は、介護保険の要介護認定の資料をもとに対象となる高齢者の実態を確認します。
- (3) 確認の結果、障害者または特別障害者に準ずると認められる場合は、申請者に認定書を交付します。

## 2 認定書の有効期間

対象となる高齢者の障害事由がある期間は有効です。ただし、障害事由が変更・消滅した場合はその旨を届け出ることが義務付けられています。

## 3 認定基準日

所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果の「認定調査票」または「主治医意見書」をもとに認定します。

ただし、対象の方が年の中で死亡された場合または出国している場合は、その死亡日または出国した日を基準日とします。

## 4 受付窓口

日高町役場子育て福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所地域住民課

## 5 受付期間

12月17日(木)から

審査後、申請者に認定または非該当の通知をします。

## 6 お問い合わせ先

日高町役場 子育て福祉課 福祉グループ

電話 01456-2-6183